

【資料】

## 森禎二郎『官幣大社香椎宮追遠会上京日誌』翻刻(2)

石川 泰成

### 要約

明治三十一年十一月に香椎宮を天正年間以前の姿に復元しようと、地元住民を中心に追遠会なる組織が結成された。その復元事業の遂行のため追遠会は募金運動を全国展開する計画を立てた。追遠会幹事森禎二郎が上京し折衝することとなった。本日記はその二度にわたる上京期間の活動記録を後年まとめたもの。本書は、香椎宮史の近代史料として価値があると共に、仲哀天皇、神功皇后を祭神とする香椎宮の復興に、地元民間有志が自ら進んで運動を行う、近代日本の皇民化の様相、つまり庶民が天皇と結びつくに神社を媒介とした一例としての史料的价值が高い。

Keyword: 香椎宮 追遠会 森禎二郎 藤金作 皇民化

### 緒言

本稿は、森禎二郎『官幣大社香椎宮追遠会上京日誌』（九州産業大学図書館所蔵）を翻刻したものである。本編では、明治三十二年一月三十一日の記事（39丁裏）から本書の末尾の二月二十三日及び「内務省訓示第五七二号」文書の写しまで収めている。また著者である森禎二郎や追遠会についての解説を付す。

なお原書は、九州産業大学図書館デジタルアーカイブにより公開されているので法量・行数・字詰もこちらを参照されたい。

難読箇所については、梅光学院大学田口寛先生にお力添え頂き翻字できた。茲に記して感謝申し上げる。なお本稿の翻刻の誤字は総て石川の責任である。

### 凡例

一、原文は漢字（旧漢字）、平仮名（変体仮名）、カタカナを交えた文章であるが、今回、翻刻に際し、電報を除いて、常用漢字、現代常用の平仮名文にした。その際、濁音に当たる箇所は現代標記に準じた。

一、原文には句読点は附されていないが、本稿では通読の便に供するため、一応の句読点等を付している。

一、脱字、誤記などは（ ）に入れて示している。一読意味が了解できるものについては傍注に「ママ」とした。

一、解読できなかった箇所については□で文字数分を示した。

一、合字、繰り返し記号の類は、「廿、卅」を除き、平仮名に開いた。

一、闕格・空格（敬意を示すための空き）などは、なるだけ原文の通りとしたが、重要でないものについては字詰め処理を行っている。

一、本文注の割注、二行分ち書きは、（ ）に入れて表記している。  
 一、著者自ら本文を訂正した箇所は、訂正後のものに従った。その個所については一々注記していない。

一、欄外の補記の類については、その該当日の最後に「欄外書」として翻刻した。

一、原書は和綴じであるため、その丁数と表裏を（1丁表）、（1丁裏）の如く、本文中に挿入して所在を示している。

（39丁裏）

#### 官幣大社香椎宮追遠会に対する国庫補助の件建議

本年は、神功皇后三韓征服御凱旋、仲哀天皇崩御、応神天皇御降誕、共に一千七百年に遭遇するを以て、有志者相謀り、官幣大社香椎宮追遠会を起し、中世廢絶の建物の幾分を再興し、大祭典を挙行せんとす。実に国家の美挙と謂ふべし。故に政府も亦相当の補助を与へ、同会の目的を達せしめられむことを望む。依て茲に之を建議す。

明治三十二年一月

#### 理由

官幣大社筑前国香椎宮は、仲哀天皇を撰社に、神功皇后を本社に奉祀せる所にして、往古天皇の熊襲御征伐に、皇后の三韓御征服（40丁表）実に御大本宮の地たりしのみならず、皇后の海外より御凱旋あらせらるるや、乃ち御劍、御鉾、御杖を此地に埋藏して、天皇を一社に祭り、且つ手づから杉苗を植へさせられ、尚、国家鎮

護の爲め、永く神靈を留むべしと宣り玉ひたる所なり。恭しく惟るに、当時、天皇は中途に崩御せられ、熊襲は三韓を後援とし、内外多事、国家の安危、撃つて一女性たる皇后の御身上に在るに当りて、先づ三韓を征服するに非ずんば熊襲を鎮圧すべからざるを思召され、乃ち大喪を秘して舩を此地より発し、直ちに三韓を降して、其朝貢の誓を容れ玉ひ、旋つて内地の匪徒を平定せられたる偉烈勲功に至つては、実に我國民齊しく渴仰する所にして、此地は其縁起の地として唯一の靈場たるを以て、古来上下の崇奉殊に厚く、殿楼社宇極めて莊嚴なりしも、天正十四年、島津氏、立花氏と攻戦するに方り、一朝兵燹の及ぶ所と為り、幸ひに御神体は恙なきを得たるも、談社結構の美挙（40丁裏）げて烏有に帰し、翌十五年、小早川氏此地を領するに及んで、僅に旧基の十分一を經營せりと云ふ。而も今や星霜を閲する三百余年、屋傾き垣既に空し。唯皇后御親植の杉樹亭々として長く綾杉の古事を伝ふるのみ。固より山間の郷村社と扱ぶ所なきは、其実況を見聞する者の皆遺憾とする所なり。然るに今茲に明治三十二年は、恰も皇后御凱旋の歳を距る一千七百年に相当するを以て、茲に同感者胥謀り、旧基幾分の結構を再興し、併せて一大祭典を挙行せんとす。因て惟ふに、今や国威海外に宣揚し、國民皆慎終追遠の道を念ふの今日に於て、政府は義として斯る上下崇敬の府たる大社をして長く現在の情況に委すべからざるは勿論、今や此等の美挙の起るに会す。宜しく国費を以て補助する所あるべき也。是此建議を提出する所以なり。（41丁表）

同年二月一日 晴天

京華日報社員小林氏へ電話せしに、同新聞紙二百五十葉送付し来りたり。

衆議院議員へ発したる感謝状左に、

拝啓、各位愈御清適、為国家御尽力之段、奉慶賀候。陳者今般拙者等の提出せし 官幣大社香椎宮追遠会国庫補助の建議案、諸君御賛成に因り、満場一致を以て通過致候段、拙者等の本懐、追遠会発起者の満足、此上なき義に奉存候。乍略義一書進呈、感謝の意を表度。忽々敬具

大三輪長兵衛 平岡浩太郎

明治三十二年二月一日 許斐 鷹介 藤 金作

多田 作兵衛

衆議院議員 殿

貴族院議員金子有卿氏来訪。香椎宮追遠会国庫補助の件に関し、

（41丁裏）神社課長より聞得たる事なりと、中島へ注意し、立出らる。後、中島は同課長へ面会のため宿を立出たり。

讚井泰太郎、渡辺新太郎、多田作兵衛、其他在京筑前人等より電報電話及葉書等にて建議案の通過せしを祝し来る者多きに反し、根本たる追遠会本部を始め、地方より一の祝電に接せざるを見て、事業の進まざる事を知るるなり。

藤氏の電話に、明朝、来車を待つと。亦、本日発着通信左に。

発信八個 委員より 本部及地方幹事其他宛 新聞紙百拾五個

委員より福岡県庁、糟屋郡役所、同郡及福岡市有志者、追遠会本部地方幹事、氏子発起人有志者、其他宛

着信三十拾五個 祝状、電報、電話 在京筑前人より在京委員宛

同 電報為替一秦省三より森宛 信書一 森自宅より 森宛

同年二月二日 晴天

予は、早朝、木挽町に到り、藤氏に接したるに、貴衆両院建議者其他の（42丁表）諸氏へ慰勞宴催す事、及予算増額調査、知事交渉等の為、中島宮司及び箱田へは至急帰県なさしめ、当地の事務は貴下一名居残られたしとの事故、予は直に帰宿し、中島、箱田へ其人を指さす三名のうち一名居残り、二名は一両日中帰県云々のことを相談せしに（中島は予に疑ひありしにや）、直に木挽町へ、箱田は芝浜館に両名とも立出たり。予は左に通信す。

新聞紙六十個 前日に同じ 発信五個 森箱田より 各所宛

ヨサンシラベタボウスグノホレ 森ヨリ 田代百太郎宛

中島、箱田も追々帰宿し、中島の話しに、藤氏の意見によれば、当地へ事務所を設置する事、予算拡張をなす事、二名至急帰県する事、右三要件確答すべしと。予の考へは、当地事務所設置の件は、第三決定の上設置する事。第二予算拡張の件は、社寺局長の注意もあれば容易に増額なしがたし。亦、第三は三名一同帰県し、当地の事務は、木下美重（42丁裏）を呼登せ、之に従事せしめたと、中島の説なりしも、予は之に反対し、予算は充分拡張致度、亦、木下君は（運動等不適當の仁故、同人を呼登する）必要なしと。茲に中島

と意見衝突し、互に譲らざる故、之が可否する能はず、其俟に打過たり。

附記 本文の如く、中島と意見の衝突する事は、曾て見る所ありし故、予は、中島、箱田に秘し、予算増額に必要と認る神苑拡張、道路改築用地買収、家屋移転料、高麗古碑、石垣、石張、其他八景古蹟に係る用地買収字図、番地、字、反別地価、地租、地主等図面に之を示し、至急調査方木下美重、秦省三の兩名宛、過る一日付、書留郵便を以て照会し置たる故、中島と争論する必要もなく打捨置たり。若し中島が説に随ひ、予算増額せざれば、政府へ五万二千円の国庫補助御下賜申請し得ざりしも、幸ひに兩名に秘し、予算増加の調査をなしたるは、予の聊誇る処なりとす。

〔欄外書〕 此期に際し一步の誤まれば、補助金に何万円の差違を生ず。予の計画、総て意の如く運びたる、神佑ならん歟。

(43丁表)

同年二月三日 晴天  
午前八時、中島は宿を立出たり。本日は久し振り寸暇を得、箱田は、上京以来多忙のため、各所見物も成さざるにより、予は同人を案内し、各所訪問傍々一同立出て、木挽町に到り、大三輪田氏を訪ひ、夫より人力にて上野公園に到り、総て一通見物了り、是より馬鉄にて浅草に到り、公園内を散歩し、凌雲閣に登り、東京全市を眺望し、茲を降り、観音と本願寺に参拝し後、吾妻橋を渡り、各地散歩しつつ、浅草大門前より馬鉄にて、午後六時廿分、帰宿なしたり。

着伝 イマモジタツタ 田代百太郎より森禎二郎宛

同年二月四日 晴天

本日、建議案貴族院の日程に上りたる故、中島は小石川区小日向大町斯波局長に面会し、(午 脱?) 前十時を期し、貴族院にて出会せんと打合出立したり。藤氏の電話に、三名とも今九州倶楽部へ来車を待つと(43丁裏)の事故、予、箱田は、直に倶楽部へ到り、同氏に面会せしに、不興の体にて、曾て二名帰県の事を談じ置たるに、今に無其義、諸事時宜を失す。亦、慰労会不日開会せら(れ脱?)たしとの事故、直に帰宿せしに、中島も帰り来たるにより、藤氏の談話を打合たるも、其俟中島、箱田は、貴族院へ向け立出たり。予は、居残り、讚井へ電話し、同人の来宿を待ち、左の案内状を認めさせ、予は、香椎宮神苑拡張の見取り図を調製す。

時下、嚴寒の候、益御清福、爲国家奉存候。扱 香椎宮追遠会に係る建議案は、御蔭を以て無事通過仕、難有奉存、却説談件に付、来る八九日頃、福岡県貴衆両院議員並同案提出者諸士の御会合を乞ひ、御高慮を伺度候処、御差支の為欠席多数に相成候ては遺憾の至に御座候間、乍失礼予め御差支の有無、何卒御執事より御一報煩度、此段御左右御伺申上候。草々頓首

平岡浩太郎

二月四日

藤金作

(44丁表)

野田卯太郎 永江純一 山本貴三郎 多田作兵衛

征矢野半弥 鳥越貞敏 佐々木正蔵 許斐鷹介

金子賢太郎 大三輪長兵衛 侯爵黒田長成 伯爵壬生基修

男爵渡辺清 外

中島、箱田帰宿し、建議案は満場一致通過せし旨を報ず。箱田は、渡辺男爵を訪問の為立出たり。予は左に打電す。

電報二 キゾクイマンジョウイツツウカス 委員より本部外宛  
発信四個 委員より 各所宛 着信二 御田範広外より 森箱田  
各一個宛

午後六時廿分、藤氏の電話に、三名一同来車あれと。依て一同、木挽町に到り、藤氏に会したるに、本日無事貴族院通過し、愈安心なしたり。就て今後は一層機敏の働をなさざれば、院議通過のみにて本期議会へ政府より予算提出の間に合ざれば、追遠会は大なる不幸を見るならん。依て二名の帰県は一分間も取急かれたしとの事に、茲を

（44丁裏）立出て帰宿す。

同年二月五日 雨天 田代百太郎着京

二名帰県の事に付、再度打合たるも、中島の如き無責任なる故、今より運動の多忙なる事等を歎ざる故、纏らざる故、三名とも一同歸県する事とし、予は宿を立出て、南佐久間町に到り、多田、征矢野両氏を訪ひ、琴平町信濃屋に野田、永江両氏を訪ひ、赤坂靈南坂町に原氏を、牛込市ヶ谷仲の町に権藤を、麴町紀尾井町に平岡氏を訪問し（田代百太郎と交代帰県の筈に付、今後追遠会に対し、尚尽力

せられんことを依頼し）、午後四時廿分帰宿なしたり、

田代幹事着京せし故、諸事打合、同人は、烏森町筑波館に止宿なしたり。予は藤氏へ向け、田代着京せし事電話せしに、一同香月に来亭を待つとの返話により、予は筑波館に到り、田代を誘引、山月にて三名出會、談話中、中島、箱田も来加し打合、一同紀伊国屋へ立返り、中島は、田代に向ひ、予等三名は明日帰県の筈に付、当地の事務は、総て貴下引受、運動等委託致度旨、相談せしに、田代は到底一名にて引受運動（45丁表）なしがたきも、当分御受致置べしと答へ、更に田代より中島へ相談するに、森君へは、予の山林事件に関し相談且助勢を委託したき事あれば、一兩日滞京を乞たしとの事に、兩名とも之を承諾なしたり。

附記 国庫補助金御下賜請願に付、予算設計増額調査、其他運動等、最も多忙の秋に際したるも、中島宮司の如きは、着京以来日々飯田館其他に到り、最も多忙なる運動には尠しも功用なく、殊に予算増額に大反対なる故、藤氏と打合、帰県せしめんとするも、予を残□□は予算変更の疑あるが故、是非廿日同行せんとする□□□思慮なし故、田代へ打電し、同人着京を待受、予も實際帰県の覚悟にて各所訪問せしも、田代山林の用向なりと、予を引止めたるは、其実、藤君の内意なりと、中島、箱田、出發後、田代君の話しに一笑なしたり。

同年二月六日 曇 中島箱田出發帰県

中島、箱田は、土産品購求の為、立出たり。

予は、兩名帰県せしめんに、旅費欠乏に付、木挽町に到り、藤氏を訪ひ（45丁裏）しも他出に付、讚井同道帰宿し、同人は執務せしめ居たるに、中島、箱田も帰り来り、旅装中、藤氏も来車せられし故、旅費を借受、兩名へ相渡したり。藤氏は兩名に対し送別の意を述、立出らる。

正午十二時十分、中島、箱田は宿を出立す。旅館番頭、手代、予、田代、讚井等、停車場に見送り、同廿八分にて新橋を発し、帰県の途に就たり。

予は讚井一同、事務整理をなし、本日、左の二氏へ追加案内状を發す。

局長斯波淳六郎 課長中川友次郎 二氏

發電 カネ一五〇スグオクレ 森ヨリ 本部秦省三宛

予は、筑波館に田代を訪ひ、中島宮司が、追遠会事業に対し不熱心なるにより、斯の如き人物を長く居残せしめては、到底本会の目的を達（難く 脱？）、大に感る処あり。故に木下君を宮司に昇任の運動を急ぐ必要を認む。依て昨年十一月廿三日付を以て、藤、多田兩代議士宛懇願の趣旨励行、懇請致度事を打合、田代一同信濃屋に到り、多田氏に会し、諸事打合後、木下美重君を宮司に任用方曾て懇願せし如く、此（46丁表）際充分尽力せられん事を依頼せしに、本件は御書面の都合もあり、其筋へ交渉せんと思ふ折節、国庫補助建議の為延引せしも、茲に於ては速に交渉可致との事故、筑波館に立帰り、田代と一酌を汲みつつありしに、天野、埴村外三名の工手

学校生来訪せり。予は帰宿す。

発信二個 森より本部外宛

同年二月七日 雨天

予は、午前八時より予算調査に着手せしも、始めの予算額は、僅か参萬八千円の少額なる故、此際、改築費に於ても充分拡張せんと、該書類取出したるに、設計書及図面とも悉皆見当らず、想ふに中島宮司持帰りたるならん。之を新調するは容易の業にあらずと、大に嘆息せしも、如何ともなしがたく、依て大体調査の方針を定んと、之れが調査をなしたり。午後四時、芝浜館より田代の電話により、入湯旁同館に到りたるに、正六位三浦十郎氏外三名、酒宴中なる故、予も之に加（46丁裏）り、一酌を汲、其間入湯をなし、種々雑話に時を移し、午後六時、田代一同茲を立出、各旅宿立帰たり。

着信五 本部其他より 森宛 同一 岡部光澄より 中島宛 本

封は付箋なし、香椎へ廻送す

発信三 森より 本部外二名宛

午後七時、天野外三名、工手学生来訪に付、設計手伝を委託し、牛鍋にて一酌を汲、午後十一時、立去りたり。

同年二月八日 晴天

早朝、藤氏の電話に、今兩名とも来車あれとの事に、予は立出んとする際、追遠会本部木下美重より森禎二郎宛書留郵便到着せし故、之を開封し見るに、過る一日付、予の照会に対し、神苑用地買収額は素より申越したる点、無洩完全の調査書類なる故、予は小踊し

つつ之を携帯し、田代誘引する事も心付す。木挽町に到り藤氏に会したるに、同氏は何歟思案の体にて話し出さるるは、昨日（47丁表）斯波局長へ面会せしに、宮崎宮の設計書類等は数日前提出せり。香椎宮のものも同一事件なる故、一同調査に付し度、遅延すれば本期議会に提出し難しと注意あり。実は好都合なるも、余程機敏なる調査を成さざれば間に合はず。殊に設計は凡廿七、八万円を目的とし調査致度も、前小規模の設計書類は官司持帰りたりと。何の為官司は上京し来りし哉、左様の事にては到底本期の間に合ざる歟と憂慮せり云々との話しに、予も凡廿五、六（万 脱？）円の設計を成す考にて、中島等に秘し、去る一日付を以て、本部木下、秦等へ下調、照会し置たるに、今朝、書留郵便を以て、該調査書類到着せし故、小踊をなし喜びたりと、該書類を差出たるに、藤氏も事の意外に驚かれ、如斯働ある貴下を連帰らんとせし中島の処置言語に堪たり。この書類到着せし上は、一時も速に成功を期せられたしと。茲より左に打電なしたり。

楼門其他総ての建物図面設計書共前調たる者不残送れ 森より

（47丁裏）

追遠会本部宛 発信二個 森より 本部宛

本会支部当地出張所に充べき家屋索探の為、讚井一同、各所視察せしも、茲に適當の家屋見当らざる故、帰宿し、設計調査中、田代も来加し、一同之に従事なしたり。

発信二個 森より 真曲村長外宛

同年二月九日 晴 湖月招待会

午前七時、予は田代一同、藤氏を木挽町に訪ひ、予算に関し打合をなしたる後、藤氏の話しに、田代君は別宿し他出勝のよう見受らる。別に何歟運動せらるるならん。然るに前回上京の際、君等の依頼に本会の好果を得ざれば帰国成し難く、故に充分尽力を乞度との事に、予も両君とは浅からぬ交宜もあり、殊に大社の事業なれば、微力の及ぶ限り尽悴しつつあるに、他の事件に手を延し、若し時期を失し後悔するも詮なき事なる人哉との注意に、田代は之に答へ、尤の御尋、実（48丁表）は立花山下御請願事件を兼用せし故、貴下へ相談すべき筈なれども、建議案の件（御配慮を蒙りつつある故）出兼他へ議りたる事ありしも、自分、補助申請の件、時期切迫、数日該運動を見合、今より専心誠意本会に従事すべきことは、当初よりの覚悟なりと聞き、藤氏も之を了解し、本日招待せし来客は、拾二名の回答を得たる故、芝湖月へ料理等注文せられたしとの事に、田代へ注文を托し、予は帰宿し設計調査中、藤氏来訪、今より透屋橋大成社に同行せんと事故、田代も呼び、三名一同、該社に到り、曾て注文し置たる両院議員諸士其他に發送せる謝状の草稿を一覽し、夫より社長に就き、予算検討及図面等の件に付交渉し、同社に洋食を取寄せ昼飯を喫し、藤氏は議院に、予算は尚社長と交渉後、設計の調査をなし、午後四時、茲を立出たり。

予、田代は、芝湖月に到り、来客を待合たるに、渡辺男爵来車せられ、續きて鳥越貞敏氏来加せられし故、本会諸般の事業及御境内図

面等一（48丁裏）覽に供し、之が説明しつつありしに、下婢来り森様へ電話口までと告ぐ。依て之を聞しに、藤君にして、議事の都合により閉会は一時間余遅延の見込なる故、来客へ不都合なき様執計はれたしとの事故、両氏に其旨を通じ、予は腰折二首をものして渡辺氏に差出したるに、同氏出詠せられ、同男と予は時刻の移るにも気付ず和歌の話をなしつつありしに、田代の注意により、予は電話口に到り、藤氏へ閉会時間を聞たるに、今一時余遅延すべきにより、開宴せられたしと。依て酌婦へ命じ、宴を開きたる後、諸士一同来車せられ、一座賑敷、鳥森の名物も之に加り興を添たり。諸士も心能く觀を尽され、午後十時廿分散会なしたり。

〔欄外書〕 附記 貴顕伸士招待するときは随行員分或等に至る迄相当酒肴を響応する為、随て費金を要す。

同年二月十日 晴 旧正月朔日なりと

田代は、昨夜来会の諸士に対し挨拶の為、筑波館より直に出車なしたり。予は、藤氏の電話に宿を立出でんとする折、再度の電話に大成（49丁表）社に待合すべしとの事に、同社に到り、藤氏と会したるに、建物設計図面等到着せし哉と問はれし故、未着なりと答しに、然らば貴下の調製ありしもの、予の宿より取寄られたしと。依て車を飛し、木挽町より持来りたる図面の浄書等を当社へ注文し、茲より左の電報を發す。

図面書類早久送礼手後礼而者今期議會仁国庫補助間仁合怒委細

一々返事為世 藤金作、森禎二郎より 追遠会本部宛

香椎宮国庫補助請願準備二付君指揮催促志本会之働敏渴頼手  
後須礼者今年之間仁合怒 藤金作より箱崎町草津磯夫宛  
大成社に調製したる石版摺左に。

謹啓、余寒祥（？）頌之候、閣下益御清穆、为国家御尽瘁被為在候段、不耐敬賀之至候。偕、今回

官幣大社香椎宮追遠会国庫補助建議之案件、貴衆両院共満場一致を以て通過致候に付ては、追而適當之補助金を御下付可相成（49丁裏）為に追遠会組織之目的を達する乃幸栄を得とするに至り候段、固より 神功皇后之御威稜に依ると雖とも、抑又閣下及び諸公が敬神の御美意を以て、厚く御賛襄被下候御力之与りて多きに居候事と不勝感落之至候。依て此盛事の紀念として閣下を本会之名譽賛助会員ニ推し、且つ御芳名を不朽に伝ふるの計をなさんとするの微裏に有之候間、御聴在被下度、茲に謹て謝辞を呈し、併て得貴意候。 敬具

二月十日 男爵渡辺清 鳥越貞敏 藤金作

平岡浩太郎 多田作兵衛 許斐鷹介

貴衆両院議員 諸士宛

皇族各大臣 執事宛

予は大成社より帰宿し、香椎村土木図により、神苑及道路改築実図調製中、讚井、田代も来加し、一同設計下調査に従事せしめ、午後十二時（50丁表）廿分迄夜業をなしたり。

附記 田代は国元より取寄たる玄海洋大鯛一尾宛、本県自由党代



議士其他へ贈答す。田代自費。

同年二月十一日 晴天

午前六時廿分、予は田代を筑波館より誘引し、多田氏を訪ひ、内務大蔵両省の交渉及び木下美重君宮司へ昇任交渉の件等、同氏へ依頼し、直に木挽町に到り、藤氏と諸事打合、茲より（田代、讚井、予）三名一同、大成社に到り、前記謝状發送準備を手伝ひ、午後一時、熊夫を以て六百廿余名へ發送し了り。三名一同、紀伊国屋へ立歸りたり。

附記 田代は、立花山下戻請願の要件を主とし上京せし故、旅費の都合もあり、筑波館に別宿せしも、勢ひ他の事業兼用する違あらざる故、本日午後二時より紀伊国屋へ引移りたり。

紀伊国屋客室にては執務に不便なる故、同家別宅（客室より自由なり）通路（50丁裏）一軒（階下、六畳敷二夕間、二階、六畳一ト間、四畳半一ト間）を借受、事務所に充て（止宿所兼用す）、本日より茲に移り、三名とも調査をなしたり。

着電 ズメンブリタクニチシノヨウシセヨカネトカ 函面送多九日間之用知与金届敷 中島、秦より 森禎二郎宛

着信一個 上野より森宛 発信二 森より 御田、本郷宛

予等三名一同、木挽町藤氏を訪ひ、実測図を出したるに、同氏を一見し、直に大成社へ浄書せしめられたしと。仍て田代、予一同々社に到り、之を注文し、事務所へ立歸りたるは、午後十二時廿分なり。

同年二月十二日 晴天 寒気強

予、田代は、午前六時、木挽町に藤氏を訪ひたるに、総裁推戴の件に付、田代君は今より壬生伯爵、渡辺清男爵を訪問せられたし。亦、木下を宮司に昇任の事に関し、多田君一同、其筋へ交渉せしに、宮司の候補者一千三百名余にて容易に昇任し難しとの事なりしも、彼の都合により斯波局長の話しに、禰宜より大社の宮司に昇任し難く、木下（51丁表）君も一度他社の宮司に昇任せしめん、御大祭前転任せば、氏子の感情如何あらんと事故、聊差支なき故、急に昇任せしめられん事希望の旨を答置たりと。

田代君、出車し、予は藤氏一同、国庫補助請願書に附帯する建議案提出者の陳情書草按に着手し、予の携帯せし 香椎宮廟宮記等により調査草稿をなし、讚井を連れ大成社に到り、該陳情書文章を添削し、本日中午、浄書方を注文し、前日来注文せしもの調査をなし、事務所に立歸り、讚井一同、執務中田代も立歸り、本日は伯爵男爵とも他出にて面会せず、平岡氏は在宿に付、打合をなしたりと報ず。

カシヒクワシノミイケクワシノミツカオヒステ 香椎宮頓宮御池兜塚耳塚老総而之神地反別書抜今送礼

在京委員（田代百太郎、森禎二郎より） 香椎村役場宛

シヤウカクシノケツカイサイホウチセヨ 県庁交渉之結果委細報知世与 在京委員より 追遠会本部宛

讚井、田代は大成社に到り、総ての注文書類、期限内に成功方取約の（51丁裏）為立出、間なく田代立歸たるに、藤氏の電話により、田代一同、木挽町に到り、運動及設計調査等の方針を打合、午後十一時五十分、帰宿す。

同年二月十三日 晴天

昨夜、約束の時刻に、予、田代一同、藤氏を訪ひ打合。同氏は憲政黨本部へ、予、田代は大成社へ、一同茲を立出て、予等は大成社に到り、凶面の浄書未済のものを取急せ、茲より藤氏へ電話せしに、今一時間を経来社すべし、内務省社寺局長へ電話し面会す（ベ脱？）き場所を定置れたしとの事故、直に内務省へ電話せしに、今より貴族院へ参庁の筈に付、院内にて面会すべしとの答を受、待合たるに、正午十二時十分、藤氏来社し、書類を一覧し尠しく訂正する処あり、其間三名一同、洋食店に到り、昼飯を喫し、再び大成社に立寄り、藤氏は議院に向立出てたり。予等は書類の成功を待ち、之を携帶し、衆議院に到り、藤氏へ面会后、藤、多田、予等一同院内にて社寺局長へ面会し、持参せし書類を局長へ内覧に（52丁表）供し、藤氏より本件に関し親しく御意見拝聴致度しと話し出されたるに、局長の答に今貴族院委員会に於て説明中に付、長く御話し致難く、本件は緩々御話協議を要する義に付、場所を定め出会致度との事に、然らば明朝御宅を伺ふべしと述べたるに、遠路気毒なれども御来車を願ふべしと約束をなし散会せしに、藤氏今少し用向あれば休憩せられたしとの事故、応接所へ一時廿分間余待合せ、藤君出来り、本日院内にて、壬生伯、渡辺男へ面会を申込たるも、議事の都合にや今に面会せられず、貴下等は一応帰宿し、午後五時を期し、渡辺男を訪問せられたしとの事に、予等は帰宿なしたり。予、田代は、午後四時四十分、出車し、霞町に到り、渡辺男を訪ひ

しに、食事中にて応接所へ一時間余待合面会し、總裁推挙の件尽力せられん事を申出たるに、男爵は不興の体にて、予は是迄追遠会の為微力を尽し、尚、将来と雖ども多少尽す処あらんと思ひたるも、最早何事も依頼に応じがたし。君等の話しに、始の設計は三万八千円と承知（52丁裏）し、議員へも其旨を通し賛成を求めたるに、過日、湖月に於て藤君の話しによれば、設計額式拾五六万円に増額し国庫補助請願云々の事を聞、実に驚人たる事にて、今日、国費多端の際、右等巨万の計画をなし、補助を請願するは、上階下に対し奉り思慮なき業と恐縮し奉る。亦、貴衆両院議員を賛助員に推さんとの書翰に就ても大に意見あれども、此等は放任し置とするも、将来充分注意せられたし忠告。之に対し今茲に弁明するは不得策なる故、体よく答へ、同邸を辞し帰宿。直に藤君へ電話し夕飯を喫したり。

予、田代一同、藤君を木挽町に訪ひ、渡辺氏より忠告せられたる事を話したるに、藤君一笑しつつ、左様の事にて本日院内にて面会せられざりしならん。兎に角、同男爵は始より本件に関し充分尽力ありし人故、其俣に打捨がたく、依て君等は今より大三輪君を訪ひ、同男爵に対し執成を依頼せられたしとの事故、直に大三輪氏を訪ひ前件を依頼せしに、同氏は（53丁表）微笑しつつ、同男爵の如き少量なる人の考へとしては尤の事なるとも、氏子人民の計画せしもの既に国家事業となりたる上は、随て規模拡張するは当然のこととす。何れ其内、男爵へ面会弁明し置くべきにより、安心せられたし

との事故、茲を立出帰宿せしは、午前十二時四十分を報ず。本日は運動烈しく大に疲労せり。

同年二月十四日 晴天 本日斯波局長会見

午前六時廿分、予等は宿を立出、多田氏の宿に到り見れば、既に藤氏も来車し、都合四名、鼻引人力車にて信濃屋を發車し、小石川区小日向大町、斯波局長の邸に到り、局長斯波淳六郎氏に面会し、国庫補助請願の件に付き、両代議士より陳情する処ありしに、局長の話に国庫より補助するには、充分確実なる会社と認めざれば下付し難く、宮崎大祭会の如きは、總裁、会長も定め、国庫補助請願に付ては、知事、官司其他数名上京し便宜なしつつあるも、追遠会は未（53丁裏）だ總裁も未定にして薄弱なる故、同会へ補助金下付し難からんとの事に、藤氏、然らば神社へ下賜せらるれば確実ならんとの事に、局長も之を諾し、然らば其手続は官司をして国庫補助御下賜請願書に、知事の副申書と予算設計図面等添付し、遅くも来る十五六日迄の間に運ばざれば、宮崎宮のものと同調査しがたく、且設計増額なき様精々中島官司へ注意し置たるに、三拾壱万余円の巨となりては詮議し難く云々、多田氏は何故詮議に及ばざる哉と問ふ。局長の答、大蔵大臣認諾せざればなりと。多田氏笑つて、国家事業となりし故、無論氏子の計画より規模拡張するは当然のこととす。大蔵大臣は、予、今より契つて認諾せしむべきにより、貴下は我々の計画に賛同せられたしと。局長も大蔵省の交渉あれば、増額設計は大賛成なりと。茲に補助に関する件は、諸事決定なしたり。

局長は上京委員諸氏へ（森、田代を指す）御尋せんに、過日より多田、藤両氏より氏子の請願に（54丁表）より、木下美重君を官司に昇任の件、陳情の趣により、省議の結果、之を採用する事とし、不日、伊佐須美神社官司に転任せしむる事に内定せしが、香椎宮大祭前転任し、氏子の感情如何あらんと懸念せし故、為念伺置度との事故、予等は聊差支なきも、香椎宮へ帰任する事の条件は、附し置れたしと答へ、茲に交渉を了了、同邸を辞し、多田氏は、大蔵大臣交渉の為出車し、予等は、麴町区九段坂下牛肉店に立寄り昼飯を喫し後、左の電報を認めたり。

香椎宮国庫補助官司中島博光之願書爾添付須留県知事之副申書  
必要ニ付二通封筒共今發送願返  
ヒツヨウニツキニツクフウトラウトモイマハツソウカヘン

在京（藤金作、多田作兵衛、平岡浩太郎より）福岡県庁宛  
官幣大社香椎宮司中島博光之國庫補助願書爾郡長之副申書必要  
ニ付二通今發送 乞  
ニツキニツクフウトラウトモイマハツソウカヘン

発信人 同上 糟屋郡役所宛

（54丁裏）

官司中島從国庫補助願必要ニ付美濃野紙爾位地見合名印而一〇  
ツツイマオケヘン  
通今送返

（藤金作 森禎二郎）より（中島博光 木下美重）宛  
樓門厚紙図乎設計書今送（森禎二郎 田代百太郎）より 追  
ロウモンアツカミツトセツクイシヨイマヲレ

遠会本部 宛

藤、田代は直に茲を出車し、予は九段郵便電信支局に立寄、右發電

の手続をなして帰宿なしたり。

書留郵便到着し居たる故、直に開封し見るに、建物図面設計書を封入しおるも、必要なる樓門の図面添付せざる故、前書の電報を發し、設計執務中、藤君來車し、書類到着せしやとの事に、重要な樓門の図面添付せざる旨を答たるに、同氏は大に憤怒し、宮司等の帰郷は昼夜兼行の旨屢々嚴談し置たるにも不拘、補助願最も必要なる書類を携帯し、途中六日の日時を經過し帰社せしを考れば、本会の成立を期する人にあらず。本期議会に補助を申請せんとするには、相当の（55丁表）準備をなし請願する事は充分承知しつつ、貴重の時日徒らに經過し、其期を失せんとする中島宮司は素より、箱田君の如きは、其任務を尽さず無責任なり、と筆とりて、長々しき檄文の電報を認め、発信方を下婢に命られたる故、予は他用にまぎらせ下婢より該頼信紙を取戻し立歸りたるに、藤氏は、尚、言葉を継ぎ、中島は滞京中、本会の用務を尽さず、神職合議所の運動と囲碁を樂しみたる事を氏子の人々之を聞ば、定て激憤するならんとの話しも、無理ならず、予等は体よく答たる後、同氏の話しに、本日院内にて渡辺男爵へ面会し、充分弁明せしに、男爵も機嫌よく尽力せらるる事と成たり。又、設計図等には〇〇省<sup>マ</sup>技手安河内、外一名（病氣引入らせ）助勢の事を相談成し置たる故、同人等を指揮し、昼夜を分たず勉勵成功を期せられん事を望と述、立出られたり。

着信書面一個

追遠会本部より

森禎二郎宛

（55丁裏）

スベテコウジニカカルセツケイシヨイマオクレ  
総而工事爾係留設計書今送 （森、田代より） 追遠会本部宛  
カシヒダクンセツニカカルツメンイツサイイマオクリネカワ  
香椎宮新設爾係留図面一切今送願返 （多田、藤より） 福岡県

庁宛

大成社へ電話し、社員名助勢を乞たしと申越たるに、本日は無人に付、明朝より差出すべしと返話に接す。

予、田代は、佐久間町に到り、多田氏を訪ひ、今朝來の勞を謝し、尚、明日各所運動方を委託し、茲を立出て、琴平町へ下宿せし工手学生天野、郡島等を訪ひ、神社に係る建物の図面、書林に就き探索方を委したるに、郡島等は二た手に別れ立出たり。予等は帰宿、夜業中、天野、郡島等二た連とも立歸り、市街到る処探索せしも、望の図面見当らず、郡島は或る大工の所持せし物、五、六枚借受け持歸たりと取出すを見るに、適応するものなきも、之を預り置きたり。学生立歸り、午前一時五分、寢に就きたり。

同年二月十五日 晴天

（56丁表）午前六時、田代は出車し、多田氏の宿所に到り、藤氏を待受け、三名一同、内務次官及中川参事官、大蔵大臣其他訪問の爲立出たり。

予は、今より内務の整理を担当し、大成社へ再三電話の末、同社員吉田某來宿せし故、図面等を示し、設計の方針を説明し、樓門の図面未着に付、新に製図を託しつつありしに、安河内、伊達氏等も來加し、一同製図設計に着手なしたり。助勢の人々左に。

大成社々員吉田某外名 或省技手 伊達十郎 同上 安河内利

吉（糟屋郡上須恵の人） 農商務省特許局雇 讚井泰太郎（筑前  
雑餉限人） 郡島天野の学生も折々手伝をなしたり。

吉田の相談に、建物中最も重大なる楼門の図面及設計を更に製調するときは、到底期限内間に合ざる事故、心当もあれば探索し、之を借受来らんとの申出に、予は充分注意し、人力賃を交付し、同人立出たり。

（56丁裏）

田代帰宿し、運動の結果報告中、藤氏も来加し、製調中の図面を一見し、田代君は今より内務省に到り、香椎宮建築物の図面等を一覽し、必要と認るものは之を謄写し持帰られたし、と名刺を交付せらる。田代出車後、藤氏の話しに、中川参事官の話しに岩代国伊佐須美神社宮司へ昇任する事に内定せりと。是又君等熱心尽力の結果に外ならずと述、議院に向はれたり。

予は、諸氏督励執務中、田代立帰り、内務省にて一覽せし書類の様報告中、藤氏君も来車し、本日院内にて内務書記官大谷靖氏に面会せしに、宮崎宮国庫補助請願に係る件は、既に調査結了せり。香椎宮のものも同一事件に付、本期に提出致度、右請願書は何日迄に進達の見込なるかとの間に、来る十七日午前十時迄に上申すべき旨を答置たる故、其覚語にて製調せられたし。

又、明日は局長及両課長訪問し置度に付、田代君は午前六時に出発（57丁表）せられたしと談じ、出立せらる。

渡辺、檀氏来訪。昨日、農商務省水産局属拝命せりと、ビール半ダ

ス投恵し、間もなく立出らる。

予は、諸氏と共に夜業しつつありしに、午後十一時二十分、吉田帰宿し来り、諸方探索せしも適當の図面見当らず、尤心当の者他出中にて、多分今夕は帰宿するならん。依て今より明朝迄には必ず借受来るべしと。予は之に答へ、昨日より借受云々不得其意。併し楼門は貴下一任し置たる故、何れにしても明日中成功し得れば、別条なしと取約たるに、之を必ず成功を期すべき事を契ひ、之を立出たり。予及び安河内、伊達三名は、徹夜なしたり。

着信二個（森 芳及び自宅より） 森禎二郎宛

発信四個 森禎二郎より 追遠会本部其他宛

同年二月十六日 大雪 積雪尺余

（57丁裏）

午前六時、藤氏の電話に驚され、田代は三人曳人力にて出車したり。予は寒氣の為、執筆に困らざる様火桶を煖炉とし、諸氏一同執務し居たるに、吉田帰来り、或る大工の所持する図面設計を借受相談せしも容易に貸渡さず。察るに損料を受る含ならんとの話を開居たる伊達は、吉田に向ひ、其大工は拙者等の指揮仕役しつつある何某ならん。其者なれば予の名刺を持せつかわせば、受取来るも、既に本日中の期限に迫り、借受来も果して適應するか否判明せざるものに係り、時日を経過する間に、欠略の図面を製し、明日上申の間に合せ、他日引換るも差支なしとの注言に、吉田も之に服し、製図に着手なしたり。

(吉田の手段も、伊達の為、看破せられ、本会の為、大に幸福なりとす。) 昨夜来、降続きたる雪は、終日絶間なく、寒気強く、徹夜執筆せし故、茶と菓子等を目覚しとし、時々督励をなし、調査を急ぎたり。

香椎宮追遠会之成立如何内務省從照会有者県知事從保証之返

(58丁表) 信願 (藤金作、多田作兵衛、平岡浩太郎) より 福

岡県庁宛

打電一個 森禎二郎より 追遠会本部宛

正午十二時、田代帰宿し、調査に從事す。戸次君来訪せし故、四人も助勢なさしたり。午後四時二十分、藤氏来車し、設計製図等を視察し、今夕打合を事件ある故、田代君来車せられたしと談じ、出車せらる。

午後五時三十分、二人曳にて、田代は木挽町に到り、同九時二十分、帰宿なしたり。予は昨夜来尠しも睡眠せずに、細なる製図方に勉勵し、伊達、安河内、其他疲労せし模様なるも、休憩する邊なく、互いに心を勉まし、徹夜勉勵なしたり。

発電頼信紙持来り、大阪以西は暴風の為、電信不通なりと報ず。

同年二月十七日 晴 積雪尺五寸余、雪払人夫多し。 請願書提出

日

田代は、三人曳人力にて出車す。予は、調査の順序を安河内へ示し、三人曳にて木挽町に到り、藤氏に就き請願諸般の件打合、直に大成社に到り、(58丁裏) 社員名目□□□□示談し、同社の目録

により、金四拾余円を支払、社員一同帰宿し、願書其他整理中、田代、藤、(昨日着京せし) 藤喜一郎氏一同来車せし故、八、九名総掛りにて整理をなし、総て結了せしは、正午十二時三十分なり。

書類目録左に。

官幣大社香椎宮復旧建築費国库補(助 脱?) 願書類入

第一香椎宮々司中島博光国库補助願書

第二福岡県知事曾我部道夫副申書

第三香椎宮追遠会設立願及認可書写

第四伯爵壬生基修外七名陳情書

第五香椎宮国库補助願予算惣計表

第六追遠会予算款項仕訳書及買収地明細表

第七復旧建築工費見積書

(59丁表)

第八同上設計図(自第一号至四号) 一綴

第九買収土地図 一綴

第十総計画実測図及近略図

右、成功の書類一袋に入れ、之を携帯し、藤、田代の両名は、内務省社寺局へ向け出車す。

藤喜一郎氏は、藤金作氏と交渉事件の為、有限某氏一同上京し、

暫時滞京の筈なりと、間もなく茲を立出らる。

予は、伊達、安河内、吉田の三君に命じ、控書類等の整理をなさしめて、他の人々は、総て茲を引払ひたり。

着電函面今朝送留県庁受吉但今婆登札須（福岡にて中島より）

森宛

付箋（福岡、馬関、并岡山、大阪間、電信不通、郵便を以て  
遞送せしめ、電報に付、遅延せり。）

田代よりの電話に、午後四時、藤氏一同、深川区水沼課長を訪問せしも不在なりし故、木挽町迄今立帰りたりと。

（59丁裏）

吉田は、午後四時十分解雇し、安河内、伊達の二氏は、本職を欠勤し、本会の為非常の労働助勢を受け、願書も無事提出なしたる故、慰労のため牛肉の饗応なしつつありしに、藤氏の電話に、森君只今万安迄来車あれと。依て両君に挨拶し、茲を立出たり。

木挽町万安に到り見れば、藤金作、田代百太郎、藤喜一郎の三氏列席し、予、座に就くと同時に、藤氏は予等に向ひ、森、田代兩名は長々非常の運動を成すのみならず、社寺局長及中島宮司等と意見の衝突をなし、内部は予算設計急激調査、外は各所運動と種々の事情あるにも不拘、事に臨み屈せず撓まず、機敏に処理せられたる結果、幸ひに国庫補助御下賜の栄をみるも近きにあり。神皇の御威稜によりと雖ども、君等の熱心なる運動なくば、いかで此恩点（典？）を蒙る事不能。殊に森君は運動の時日も長し。中島との衝突も田代君を呼寄せ、程能く切抜け、又、今回補助請願書の手廻し、最も機敏注意周到成功し、（60丁表）宮崎宮のものに比し、余程体裁能く、且つ完備せりと、局長始め主任者、非常に賞美し、受理せられ

たり。予も君等の委託を受け、斯く意の如く成功し、喜びに堪へず。依て君方の慰労と祝意を表せん為、一宴を設けたりとの挨拶を受け、大に恐縮し、予は之に答へ、本会今日の好結果を見るに到りたるは、全く閣下の尽力によるものなれば、本会をして閣下に対し慰労すべきに、却て御厚情を忝す。閣下の御恩に報いるには、香椎宮記録に止めんと欲す。尚、末社に奉祀せんと述たるに、一座大笑となり、宴に移り、芸妓も加はり、久振り心能き宴会、愉快に飲酒し、充分の觀を尽し、午後十二時散会、田代一同、帰宿す。

附記 宮崎宮国庫補助請願書は、一月中旬より調査に着手せしも、設計に不馴の人而已之に従事せし故、数回付箋却下せられ、受理済の頃は、殆んど見るに堪ざる不体裁なりと、或る参事官より拝承せしに反し、香椎宮の補助請願書は、伊達、安河内、大成社員にて調（60丁裏）査せしもの故、一回も却下せられざる故、本期議会に付議せられたるは、本会の幸福なりとす。

或る来訪者の話しに、宮崎香椎両社補助請願事件に付、宮崎宮は知事以降拾数名の委員をして、四五十日を経過調査せし請願書は、数回の却下により見るに堪へざる不体裁になるに反し、香椎宮は二名の委員にて、僅か三日間に調査せし願書は、一回も却下せられざりしと聞く。鉱業盛なる地の人と交通不便の地に居住せる人は、斯の如く知識の差違あり。社会発展は、総て如此ものならん云々。

官幣大社香椎宮追遠会国庫補助に関する陳情書

官幣大社香椎宮追遠会国庫補助の建議案は、貴衆両院議長より既に内閣へ回付相成候事と奉存候、然るに右 香椎宮は、第一、神功（61丁表） 皇后高麗御親征の大本營地にして、又凱旋の御陸揚地なり。第二、護国神社として、御劍御鉾御杖の三器を御納在らせられたる地なり。第三、韓国平安道鴨緑江の上流に在る高麗古碑は、右御親征後百八十年、高麗国王が日本に臣事したる往事を追懐し紀念として建設したる者なり。第四、仲哀天皇、熊襲御親征の大本營にて又崩御の地なり。第五、応神天皇御降誕の地なり。第六、養老七年、勅裁を以て役を九州に課し、莊嚴なる社殿の造営ありしも、天正十四年の兵燹に罹り、翌天正十五年再建ありしも、僅に旧形の十分の一に過ぎず。是れ我々臣民の遺憾とする処なり。第七、天正十四年以前は、御神領地数十町歩ありし事は、別冊調書に詳なり。

香椎宮の由来は、前陳の次第にて、今般該地方人民追遠会を組織し、楼門、廻廊の建設及古宮の改築を企図し、国庫補助の請願を為したり。抑も万世一系の我帝国に在り、上下の崇奉する神社神苑は固よ（61丁裏）り屈指に違あらずと雖ども、史跡の中外に係あるは香椎宮を推して第一なりとす。今や我帝国は新勝興国として、世界の囑目する処なり。且や斯る史跡を發揚する未来にあることなれば、徒に臣民の崇敬を厚ふするのみならず、国威を海外に宣示す可し。是れ不肖等が熱心に本議を主張する処なり。希くば相公此意嘉納せ

られ、清国償金と云ふ所以の者は、神功皇后の征韓の偉績を發揚するに於て、彼の朝鮮の事に基因する清国償金を以てするは頗る神慮に叶う可しと信ずればなり。而して其予算金額は、大約参拾壹万円余にして、別紙の欸項仕訳を具す。且本年五月大祭を執行し社殿建築及神苑拡張等の工事企画に就き、本年度中に広く寄附金を募集し、明年度より着手し、明治三十五年を期し成功の目的なれば、国庫補助金は、明治三十二年度より四ヶ年間に割合せ、継続費として御下付相成様、本期議会中に確定致度、希望の至に堪へざるなり。

（62丁表）

明治三十二年二月十七日

伯爵壬生基修	男爵渡辺	清
鳥越	貞敏	藤金作
平岡	浩太郎	許斐鷹介
多田	作兵衛	大三輪長兵衛
侯爵山県有朋殿	伯爵松方正義殿	
侯爵西郷従道殿	子爵桂	太郎殿
伯爵樺山資紀殿	子爵青木周藏殿	
子爵芳川頭正殿	山本権兵衛殿	
清浦奎吾殿	曾根	亮助殿

官幣大社香椎宮旧社領地

一 田貳千〇拾参町步



（62丁裏）

内訳

一田千〇四拾参町歩 朝廷より御寄進の分内、筑前国粕屋郡池田郷  
一田八拾町歩筑前国粕屋郡和白郷 一田百貳拾町歩 筑前国粕屋郡

山田郷

一田七拾町歩全国全郡三代郷 一田七拾町歩 全国全郡三苦郷

一田四拾町歩全国全郡蒲田郷 一田三拾町歩 全国全郡原上郷

一田貳拾五町歩全国全郡今在郷一田七拾町歩 全国全郡新原郷

一田八拾町歩全国全郡八田郷 一田六拾貳町歩全国全郡府の郷

一田八拾町歩全国全郡諸田郷 一田拾八町歩全国全郡多田羅郷

一田八拾町歩豊前国豆田郷 一田拾八町歩同国同郡宇瀬郷

一田貳百町歩全国夏焼 一田九百七拾町歩足利尊氏寄進豊前

国夏焼

一田四拾町歩全国菅 一田八拾町歩 豊後国牧

一田八百町歩 一田五拾町歩筑前国粕屋郡多田羅以

下

（63丁表）

同年二月十八日 雨天

午前六時十分、藤氏の電話により、田代は、二人或人力にて各所訪問の為立出たり。予は、多田氏へ電話、在宿あらば何度と問ひたるに、直ぐ来車を待つとの通話に、信濃屋に到り、同氏と会し、昨日、正午十二時五十分、補助御下賜請願書は、無事内務省へ進達せ

し事を報じ、就で内務大蔵両省長次官其他等、諸事委託し、併て生儀本職に関し、自宅より帰県の照会に接したる故、両三日前上京せし藤喜一郎をして代理為致度筈に付、諸事御示談仰度旨を依頼し、帰宿せしに、田代も帰来り、予、帰県に付、諸事打合をなしたり。

発電 請願上申済多都合好金送札交代登待委細文 森禎二郎より

本部宛 発信六個（森、田代より） 本省外各所宛

午後四時、藤氏の電話により、田代は出車し、同六時十分に帰宿し、同人の話しに、本日、藤氏、院内にて内務省或る参事官に面会せしに、請願（63丁裏）書進達遅れたる為め、宮崎宮のものと同本期議会に提出の運びに至らざるにより、其旨了知せられたし、と意外の申向けなるも、察する処、大蔵省に於て拒絶せしものならん。今より明朝にかけ充分運動をなし、本期議会に可決せざれば、追遠会の興廢にも関し、不容易事に立至らん。併今後の運動は、君等の手に及びかたからん。予、是より大運動をなしたき上、君等と打合すべしと、三人曳人力にて急行せられたりとの事を聞き、漸く安堵せしと思ふに、又、此報に接し大に憂慮せしが、此上は御神慮に任するの外なし、と寝に就きたり。

同年二月十九日 雨天

余は、本職事務上に関し、急に帰県の義、自宅より申越たるにより、曾て本部へ交代上京の旨照会し置しも、予算書等無事進達し、国庫補助予算案も不日決定に至らん。依て一先当地事務所を引揚、寄附金募集は更に上京すること（と脱？）し、当分、藤喜一郎君、予

の代理を委託する事等（64丁表）、昨日来、藤氏とも打合評決せし故、左に打電す。

発電 交代上京見合羅礼多志コウタイシギキガミア（ワ脱）セラレタシ 森禎二郎より 本部宛

田代は、多田氏訪問に立出たり。予は、予算設計図面等、本部及県庁控に充つべき書類の整理をなしたり。

渡辺、檀氏来訪、間もなく立出らる。田代は、佐久間町より一応立帰り、木挽町に向け再び出行、午後十二時十分、帰宿なしたり。

着信三個（中島、御外より） 森宛二、田代宛一 着電一（安河内より） 田代宛

発信一個 森より 本部宛

同年二月二十日 晴天

午前七時、予、田代一同、藤氏を訪ひ、運動結果、政府の方針一変せし事、又、木下美重宮司へ任命発表は、予算会結了後に致度との事故、異議なき旨を答置たりと。同氏の話聞き、夫より田代一同、二、三の代議士訪問し、帰宿の上、田代と共に残務の整理をなしたり。

（64丁裏）

午後七時、安河内利吉氏外式名来訪せり。

伊達、安河内両氏は、本職あるにも不拘、本会の事業に助勢せられた功力ありし故、安河内と打合、金員を伊達氏へ、慰労手当を進呈し、安河内氏は、献身的義務助勢せられたり。

同年二月二十一日 晴天

予は、本務に関し、至急帰県の義、再度自宅より照会に接したる故、田代君へ相談し、当地の事は同人を主任とし、藤喜一郎君に助勢を委託し、愈明廿二日、当地出立帰省する事に決し、諸方暇乞の為人曳人力にて、芝区赤坂、牛込、麴町の各区に涉り、本会に尽力せられし人々へ廻礼、告別をなし、順路、木挽町、藤氏の宿に立寄たるに、田代、藤喜一郎の両名談話中にて、喜一郎君は予に向ひ、貴下は明日出発の由、然るに藤君の話しに、森君とは将来の方針に關し打合置度に付、出発は今一、両日延期せられ度旨伝へよ、と申残され他出せられたり。貴下は長く滞京せられしも、（65丁表）運動敵事務多忙の為、各所見物もなし得られさらん。依て鬱散の為、今より一同散歩各所見物せん、との厚意を無にし難く、其意に随ひ、田代、喜一郎、有限の三氏と予、之に加り、茲を立出て南葛飾郡亀戸村天満宮に参詣し、夫より浅草に参詣後、東本願寺等所々経廻り帰宿なしたり。

同年二月廿二日 曇

予は、午前六時廿分出車し、多田氏を訪ひ、暇乞且つ予算会に対し運動方を依頼し、夫より琴平町に到り、野田、永江両士へ面会し、告別をなし、木挽町に転じ、藤氏を訪ひしも他出の由、不審に思ふも致方なく、同町一丁目大三輪氏を訪ひし。是又他出に付、帰宿せしに、喜一郎氏其他、茲に予の帰宿を待合せられ、喜一郎君の話しに、藤氏は至急の運動ありて他出せらるる際、森君の出発は、今日を延し、本日は印刷局其他、見物を進め、数日の労を慰め呉よと、

大蔵次官の名刺を渡されたりと聞き、斯く心に懸られたる厚意辞しがたく、本日迄見物（65丁裏）する事に決心し、

予、田代、喜一郎、有隅四名一同、茲を立出て、水路局前より公園に到り、増上寺に参拝し、院内の役僧に元宮崎宮僧侶学校々長たりし某師を訪ひしに、師の案内にて、谷將軍の社殿宝物預物品等拝観し了て、愛宕神社に参拝（を脱？）なし、茲を下山し、牛肉店に立寄り昼飯を喫し、夫より西日比谷練兵場通り、和田倉門を経て、大手町印刷局に到り、大蔵次官の名刺と衆議（員？）と記したる名刺とを先出し、拝観を乞たるに、局長自ら案内し一々説明せられ、局内限なく参観し了り、夫より日本銀行電話交換所等を視了て後、或る料理店に立寄り、三氏は予に送別の宴を開かれたり。三氏の厚情を謝し、一同木挽町に到り、藤氏を訪問す。

藤氏は、予を待受られ、送別の為め酒肴準備せられ、種々饗応を受けたり。宴中、同氏の挨拶に、森君は長々精心誠意苦心運動の結果、補助予算案も不日提出の運びに至りつつあり。該案提出の上は、又々議員に対し運動の必要ある故、実は今七、八日滞京出来し得れば、諸事完結すべきも、職務上如何（66丁表）ともなしがたく、併し幸ひに喜一郎君滞在に付、貴下の代理を委託し、田代君を協同、皇神のため尽力せられたしとの事に、予は謹で藤氏厚情を感謝し、喜一郎君へも尚代理を委託し後、予は田代君と打合長々茲に出入し、或は電話或は用便等なさしめたる下婢二名へ対し、慰勞として金員を贈与す。予は該氏の饗応により、久振非常の酩酊をなし、藤氏其

他へ別を告げ、田代君一同、帰宿なしたり。

予は、旅館の主人手代等へ長々世話になりたる事を謝し、明朝、出発、帰省すべき事を知らせ、夫々手当心付をなしたり。

同年二月廿三日 雨天 予当地出発帰省

午前六時、芝口三丁目三番地、紀伊国屋旅館を立出て停車場に到りたるに、藤喜一郎、天野、埜村、郡島、安河内、讚井、渡辺、田代の諸氏及旅館の主人、帳場手代等の人々見送りとして来場せり。依て此人々に対し挨拶をなし、ホームに入り乗車せしに、田代、喜一郎、手代、宿主人等（66丁裏）入場し来り、喜一郎氏は、藤金作氏の伝言に、今朝は是非見送すべきの処、御承知の通運動を急ぐ為、欠礼せりと。予は諸氏に別れを告るや、汽笛一声新橋を發したり。同年二月廿四日 晴天

零十二時、山陽に乗替へ神戸を發車し、午後十時に恙なく自宅に帰着なしたり。

門司へ一泊し、帰着時間等宿許へ通知し曾て申越たるも、斯くては、出迎え等人々に迷惑を懸るは本意ならざる故に、態と其手数をばぶき、夜中帰宿なしたり。

（67丁表）

上京運動の結果、国庫補助金四万円下賜せらる。其命令書写如左。

内務省訓示第五七二号

福岡県

明治三十二年二月十四日付ヲ以テ、官幣大社香椎宮ニ対シ、国庫補助金下付願副申ノ処、右聞届ケ、明治三十二年度ヨリ向五ヶ年間、毎年八千円ヲ限り補助金下付候条、左記項之通り取計フヘシ。

第一条 香椎宮社内建物復旧改築及保存金補助トシテ、左記第一号乃至第六号ノ条件及ヒ其知事ニ於テ必要ト認メタル条件ヲ付シ、明治三十二年度ヨリ向五ヶ年、毎年八千円ヲ限り支出スルコトヲ香椎宮ニ対シ命令スルコトヲ其知事ニ委任ス。

第一 補助金ハ、神社ニ於テ予メ政府ニ提出シタル設計予算ニ依リ負担スヘキ神社建築費及保存費ノ支出額ニ割合、(67丁裏) 毎年交付スルモノトス。

第二 神社ニ於テ支出シタル金額予算ニ比シ減少シタルトキハ、政府補助金モ其割合ニ応シ減額スルモノトス。

第三 神社ニ於テ予定ノ設計通工事ヲ施行セサルカ又ハ之ヲ廃止スルトキハ、補助金ハ之ヲ停止シ、又ハ廃止スルモノトス。但シ已ムヲ得サル事情ニ依リ政府ノ認可ヲ得テ工事設計ヲ変更シタルトキハ、補助金ハ既定ノ予算額内ニ於テ別ニ詮議スルコトアルヘシ。

第四 補助金中、金壹万円ハ、香椎宮保存費トシテ之ヲ下付スルモノトス。

第五 神社ハ予メ政府ニ提出シタル設計予算ニ於ル新築建物ニ係ル保存費中、神社ニ於テ負担スヘキ金額五分ノ一ハ、補助金下付(68丁表) 期限内、毎年神社ニ於テ必ズ之ヲ積立ツルモノトス。

第六 補助金及其利子ノ出納並管理ハ、政府ノ定メタル規則ニ依リ之ヲ行フモノトス。○前項ノ命令ハ、施行直ニ本省へ報告スヘシ。

第二条 補助金ニ対スル支払命令ハ、其知事ニ委任スルモノトス。但、支出科目ハ、臨時部補助費ノ欸、香椎宮社内建物復旧改築及保存費補助ノ項目ヲ以テ整理スヘシ。

第三条 補助金中、壹万三千円ハ、第四条ニ列記セル香椎宮新築建物保存費トシテ之ヲ蓄積セシメ、非常臨ノ場合ニ限り本省へ経伺ノ上、支出セシムルコトヲ得ルモノトス。

但、其利子ハ次条ノ建物ノ修理ニ支出スルコトヲ得ヘシ。

第四条 補助金及其利子ハ(前条ニ依リ蓄積セシムルモノヲ除キ)、神社ニ於テ予メ政府ニ提出シタル設計予算ニ於ル左記ノ費用ノ外之ヲ支出セシムルコトヲ得ス。

(68丁裏)

一 古宮建築費 二 香椎宮建築費 三 楼門南大門廻廊建築費 四 頓宮所建築費

第五条 補助金及其利子ノ管理並出納ニ付テハ、其知事ニ於テ本省ノ認可ヲ得テ、定メタル規則ニ依リ之ヲ監督スヘシ。

第六条 毎年度補助金受払清算、第一条第五号ニ依リ神社ニ於テ積立タル保存金異動及第一条第二号ニ依リ神社ニ於テ其年度内ニ支出シタル金額及其費途報告ヲ調製セシメ、其年度經過後二ヶ月以内ニ本省へ進達スヘシ。

第七条 補助金ニ依ル工事ハ、補助金下付願ニ添付セル設計ニ依リ更ニ精細ナル設計ヲ調製セシメ、六月三十日迄ニ進達スヘシ。將來設計ノ変更ヲ要スルトキハ、其都度本省ニ伺ヒ出ツルコトヲ要ス。

前項ノ工事落成セルトキハ、清算書ヲ添へ、其都度本省へ報告ス（69丁表）ヘシ。

第八条 第一条ノ命令ニ付セル条件、第二号ニ依リ、補助金ヲ減少シ、又ハ全条件第三号ニ依リ補助金ヲ停止シタルトキハ、直ニ本省へ報告スヘシ。

第九条 第一条ノ命令ニ付セル条件、第三号ニ依リ、補助金ヲ廃止セントシ、又ハ工事設計ノ変更ニ伴ヒ補助金額ヲ詮議セントスルトキハ、予メ本省へ伺出ツヘシ。

第十条 補助金ニ依ル工事及補助ニ関スル命令ノ履行ハ、前諸条ニ記載スル外、其知事ニ於テ特ニ之ヲ監督スヘシ。右訓令ス。

明治三十二年六月七日

内務大臣 侯爵 西郷従道 印

解説

森禎二郎について

一、著者について

森禎二郎氏の生没年を彼の『備忘録』（九州産業大学図書館所蔵）

の記事から推測すると、誕生は嘉永五（一八五二）年十二月五日ごろの生まれで、明治四十五（一九一）年三月三日の新聞記事を抄録しているので五十九歳までの活動記録は確認できるが、没年については未詳。

明治十四（一八八一）年一月六日に、香椎郵便局長に任じられた。明治三十年ごろの香椎郵便局は香椎駅付近（昭和十九年地図に香椎駅前に香椎郵便局の記載がある）にあり、洋館でありながら茅葺きという珍しい建物であったようである。『備忘録』引『交通雑誌』明治三十年七月二十五日、下村房次郎の随筆）、香椎宮への尊崇の思いを抱いたのは、森家の祖先が香椎村役として奉幣使が香椎宮に参向した時に力を尽くし、勅使の藤原公説、源通善から短冊などを頂き、家宝としていたこともあり、森禎二郎にとって香椎宮は身近に感じる存在であった。彼の『備忘録』をみると、香椎宮禰宜木下美重氏と和歌を通じた交流が頻繁に記録されている。明治二十六（一八九三）年に、香椎潟を歌った万葉歌碑を建てるにあたっては、発起人の一人として名を連ねている。

森氏は香椎宮の往古の姿を復元する奉賛団体「官幣大社香椎宮追遠会」が明治三十一年夏に創設されると同時に幹事に任じられた。森は追遠会幹事として二度上京し、国会請願、予算獲得に奔走した。この時の毎日の運動の様子を詳細に記録したものが、今次翻刻した日記である。

森氏は、国会請願が通り、予算獲得も一応の成功を見たのちも、

募金運動に力を注ぎ、明治三十三（一九〇〇）年には香椎宮の神職と共に、長崎県に会員募集に出かけたりしている。この時、長崎の孤児院で幻灯会が上映しているのを参観し感動した経験から、森氏は香椎宮でも幻灯会を上映して、香椎宮の事蹟を広く世に宣伝し、募金活動を盛り上げようと考えた。明治三十五（一九〇二）年四月に木下美重氏と幻灯会の企画に就いて話し合い、五月一日の追遠会幹事会に幻灯会計画案を提出したが、その趣旨については賛同が得られたものの、資金面で難色が示された。そこで森は、幻灯会に関する費用を自己負担することとした。また幹事仲間の檜秀胤、三苦朝次朗、許斐力氏らの援助もあり、この計画実現に向けて走り出した。まず準備しなければならないのが、幻灯機と幻灯原図、幻灯種板であった。幻灯原図については、当時、福岡にはパノラマ洋画家で有名な矢田一嘯に依頼した。森氏が幻灯原図を矢田一嘯に依頼した経緯には、『上京日記』明治三十二（一八九九）年二月三日の条に、上野パノラマ館を見学し、戊辰戦争の彰義隊の戦闘シーンに感懐したことを記しており、この体験も幻灯原図を矢田一嘯（上野パノラマ館に戊辰戦争の絵を描いたこともある）に依頼した遠因となっている。矢田一嘯に依頼した原画は、種板ガラスに転写し、さらに彩色する工程は、浅草並木町の鶴淵幻灯舗に依頼した。この時併せて木下美重氏には原図の解説を依頼した。

幸いなことに、矢田一嘯の幻灯原図は九州産業大学図書館に、幻灯機と幻灯種板は福岡市博物館に所蔵されている。なお種板の方に

は、三韓入貢の図柄のものが二枚あるが、絵のタッチが矢田のものではなく別人の筆による追加の種板である。

『香椎宮幻灯原図并図解』（九州産業大学図書館所蔵）に収める森の序文の末尾に、明治三十六（一九〇三）年三月五日に「香椎宮幻灯を見て」と題した和歌を一首添えていることから、この日に香椎宮で幻灯会が実際に挙行されたと思われる。『香椎宮幻灯原図并図解』は、『日本書紀』などから取材した仲哀天皇、神功皇后の事蹟を十三枚の矢田一嘯原図と木下美重の原図を解説したもの、さらに幻灯種板に使用した写真（香椎潟、名島、宇美八幡、宮崎宮、宮地嶽神社など）が貼り合わされた内容である。森氏は、別に『香椎宮幻灯解説略』（九州産業大学図書館所蔵）を執筆し、実際の幻灯会の解説用に備えたようである。この森の解説内容と現存の幻灯種板の内容は一致している。

明治三十九（一九〇六）年には、二十ヶ年にわたる郵便事業への貢献により、正八位に叙せられた。

二、『官幣大社香椎宮追遠会上京日誌』について

追遠会では、寄附金を募集するにあたり総裁、会長をしかるべき人物に推戴すべく、明治三十一（一八九八）年十一月二十九日に森楨二郎と香椎村村長田代百太郎とともに上京し会長推戴の運動を行った。彼らは、福岡県選出の衆議院議員藤金作（糟屋郡出身）、多田作兵衛、前福岡県知事男爵渡辺清らを通じて追遠会総裁推戴や

寄附金事業の相談などを行った。しかし、この第一次上京時には思わしい結果が出ず、森禎二郎らは、いったん十二月二十五日に香椎に戻った。

明治三十二(一八九九)年一月十二日、運動方針を社殿建設に係る国庫補助金の請願に切り替え、第二回目の上京を行った。上京メンバーは、森氏、中島博光(宮司)、箱田与三郎(幹事)の三名であった(のち田代百太郎も合流)。こうして森氏らの精力的活動により、国庫補助金請願は、明治三十二年二月一日に衆議院、二月四日に貴族院において採択された。しかし、請願が採択されただけで予算が自動的に下付されるわけではない。そこで森禎二郎、藤金作らは、当初予定していた予算額三万八千円では、追遠会が思い描くような香椎宮の姿にするには予算不足と考え、引き続き地元福岡と連絡を取り合いながら各種設計図や書類を整え、建設費など三十一万円余りに増額して国庫補助金を申請した。迫る期日の中で設計図や予算申請書を作成する場面の描写は、この『上京日誌』後半の読ませどころである。予算申請書作成と提出は、どうにか期日に間に合い、このち東京見物したりして二月二十四日に帰着している。彼らの運動の結果、一年八千円、向こう五ヶ年にわたり、計四万円の前算が付けられることとなった。『上京日誌』は、明治三十二(一八九九)年六月七日付内務省訓示五七二号福岡県宛の文書を写して掉尾を飾っている。

この日記には森禎二郎、田代百太郎らが藤金作、多田浩太郎らと

図って、中央から任命される宮司では追遠会の運動に熱心ではないとして、地元でもともと香椎宮社家の家柄の木下美重氏をぜひとも宮司にせんと各種の運動を行ったことが克明に記されている点も興味深い。このほか田代百太郎が、中央で立花山の払下げ地の地租問題で、香椎村の代表として民意を反映するため必死に奔走している様子もうかがえる。この二点の描写は、正史には載らない逸史であろう。

このほか、『上京日誌』には、広開土王碑(高句麗碑)の碑文の積文を印刷し諸方に配付している記事がある。これは後年、模刻石碑の建立の機運が高まり、明治四十二(一九〇九)年に官幣大社香椎宮古碑建設会が組織され運動した前哨といえようか。余談に及ぶがこの建設会は、設立趣意書、建設雛形図を準備し、寄附金八万円を募るための演芸部まで組織したようである(九州歴史資料館所蔵永江文庫)。明治四十四年四月の日付を持つこの運動への支援を依頼する博多商業会議所の文書(永江文書2217)が残されていることから数年にわたる運動を展開したようである。しかし理由は不明ながら、結局、石碑建立は実現しなかった。

このように森禎二郎氏の『上京日誌』は、香椎宮史の近代史料として価値があると共に、仲哀天皇、神功皇后を祭神とする香椎宮の復興に、地元民間有志が自ら組織を結成し、進んで運動を行う、近代日本の皇民化の一端、つまり庶民が神社を媒介として自ら進んで天皇と精神的に結びつこうとした一具体例を示すものとして史料

的価値が高いと考える。

三、香椎宮追遠会活動略年譜表

明治三十一（一八九八）年夏 香椎宮追遠会創立 福岡県知事深野

一三氏及び香椎宮氏子らにより創立（森『備忘録』）

明治三十一（一八九八）年十一月二十九日～十二月二十五日

追遠会幹事森禎二郎、田代百太郎 第一回上京（森『上京日誌』）

明治三十二（一八九九）年一月十二日～二月二十四日

追遠会幹事森禎二郎、田代百太郎、箱田与三郎 第二回上京（森

『上京日誌』）

明治三十二（一八九九）年二月一日、二月四日

二月一日 衆議院、国庫補助金に関する請願を採択

二月四日 貴族院、国庫補助金に関する請願を採択

明治三十二（一八九九）年二月十九日

追遠会仮会長中島博光 追遠会会員募集を行う（九州歴史資料館

「中尾文書」二〇七八―一九）

明治三十二（一八九九）年六月九日

内務省訓示第五七二号によると、五ヶ年間毎年八千円、計四万円の

補助金を得る（森『上京日誌』）

明治三十二（一八九九）年八月三十一日

追遠会会長に深野一三福岡県知事在任（三十三年十一月までは確

認）、各種委員の委嘱が行われたか（「長久次氏地方委員委嘱状」）

明治三十三（一九〇〇）年十一月十四日

追遠会会長に深野一三福岡県知事在任（「長久次氏幹事委嘱状」）

明治三十四（一九〇一）年 九月十七日 官幣大社香椎宮起工式の

記事（『福岡日日新聞』六五八七号）

明治三十五（一九〇二）年十月三十日

香椎宮の復旧三十万余円を目標に寄付募集の記事（森『備忘録』引

『通信彙報』第十九号）

明治三十六（一九〇三）年三月五日

香椎宮幻灯会が行われたか（『香椎宮幻灯原図并図解』序）

明治三十九（一九〇六）年四月十六日

\*落成式挙行（『神社協会雑誌』第五年第五号）

明治四十（一九〇七）年十月二十五日

\*香椎宮工事竣功報告御祭典費及勅使道修繕費の領収書（中尾文書

八四）あり

明治四十（一九〇七）年十月三十日

\*竣功報告祭もこの日に執り行われたか

\*竣工記念、朱漆塗盃授与の褒状（中尾文書二〇七八―一八）

\*朱漆盃（福岡市博物館「社家町渡辺家資料」）

明治四十一（一九〇八）年三月五日

追遠会幹事に礼遇記載の感謝状を贈る（「長久次氏宛書状」）

明治四十三（一九一〇）年

追遠会事業終わる（「香椎宮追遠会記念碑」）



大正二（一九一三）年八月二十九日

「香椎宮追遠会記念碑」建立

この記念碑によれば、「総裁 公爵 鷹司熙通 副総裁 侯爵 久我通久 会長 深野一三 同 河島醇 同 寺原長輝 評議員 伯爵 壬生基修 男爵 渡辺清（以下略）」が刻され、続いて幹事長、幹事、地方委員、歴代宮司、主典の役職と氏名さらに「氏子責任幹事並發起人」が続き、森禎二郎、田代百太郎、箱田与三郎らはこの名を刻まれている。

\*印は香椎宮行事。内務省訓示では、追遠会への補助金は、香椎宮建築に係る費用以外の支出を禁じていたため、香椎宮宮司名義で賞状等が発行されたのであろう。

謝辞 今回、『追遠会上京日誌』の翻刻ならび解説を作成する上で、香椎宮、足立憲一宮司、木下英大氏、鍛原智武氏、九州歴史資料館 県史資料閲覧室久恒真由美氏、福岡市博物館野島義敬氏、梅光学院 大学田口寛教授ほか皆様からのご協力、ご助言を賜りました。ここに記して感謝申し上げます。